

令和 7 年度

豊田市先進技術実証サポート補助金実施要領

1 目的

この補助金は、豊田市つながる社会実証推進協議会として、豊田市内をフィールドとする実証実験を実施する事業者に対して、実証実験費用の一部を補助することで、社会課題の解決や市民生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 制度概要

	概要
補助対象者	民間企業、大学、研究機関その他団体（複数の企業等の共同体含む）
補助対象事業	市内をフィールドとして、本市が抱える地域課題解決に資する実証実験であり、指定する項目のいずれかを満たすもの
補助率 （補助上限）	補助率：1／2 （補助上限額：500万円）
補助対象期間	交付決定後～令和8年3月31日（火）
審査	申請書提出後、審査を経て交付（不交付）の決定
申請受付期間	令和7年9月12日（金）～10月8日（水）（午後5時必着）

3 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者は、民間企業、大学、研究機関その他団体であって、豊田市内において先進技術を活用した実証実験を実施する者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者）で、次の要件をすべて満たす者とする。

- （1）豊田市税を滞納していないこと。
- （2）公序良俗に反する事業を行っていない者であること。
- （3）法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）又は使用人その他の従業員、構成員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる者でないこと。
- （4）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- （5）法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- （6）法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対し

て資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。

(7) 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(8) 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。

(9) 事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること。

(10) 前各号に掲げる者の他市長が不適当と認める者でないこと。

4 補助対象事業

豊田市内をフィールドとして実施する先進技術を活用した本市が抱える地域課題解決に資する実証実験で、次に掲げる項目のいずれかを満たすものとする。

(1) 公益性が高く市民生活の質の向上に資するもの

(2) 新たな技術・サービスを活用するもの

5 補助対象経費

補助対象となる経費は次に掲げるものとする。

報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費
旅費	事業の実施に必要な事業者旅費
器具装備費	実証実験に必要となる機器の設置費、運搬費や保守費等の経費（開発費、試作費は含まない）
実施経費	事業の実施に係る経費（人件費を含む）
事務費	事業の実施に係る消耗品費、印刷費、資料作成費、通信運搬費、使用料等
広告費	事業の実施に係る広告宣伝プロモーション費用
その他の経費	事業の実施に必要な経費であり、他のいずれの区分にも属さないもので、市長の認めるもの

6 補助対象期間

補助金の交付決定日～令和8年3月31日（火）

※事前着手届を提出すると補助金申請日以降に事業の開始は可能とする。ただし、不採択となった場合に生じる損失等については、市は保証しないこととする。

7 申請受付期間

令和7年9月12日（金）から10月8日（水）まで

8 提出先及び提出書類

(1) 提出先

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所 企画政策部 未来都市推進課 先進事業担当 宛

(2) 提出書類

- ア 豊田市先進技術実証サポート補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 実証実験事業計画書（様式第2号）
- ウ 実証実験事業詳細書（任意様式、A3 2枚程度）
- エ 予算計画書及び補助対象経費積算書
- オ 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類
- カ 申請者の役員一覧表（共同体の場合、全て）
- キ 事前着手届（様式第5号※交付決定前に着手する必要がある場合）

9 交付決定

申請書提出後、審査を経て、交付（不交付）を決定します。

(1) 審査方法

①書類審査

提出された申請書類の内容をもとに事務局にて審査を行います。

②ヒアリング

書類審査通過者を対象に、外部審査員等によるヒアリングを行い、採択案件の選定を行います。

(2) 審査指標及び評価基準

次に掲げる項目を勘案し、評価の高いものを選定します。

- ア 独自性
- イ 先進性・チャレンジ性
- ウ 将来性・モデル性
- エ 実現性・妥当性
- オ 課題貢献性
- カ 訴求性
- キ 事業計画（事業体制、事業評価、市への貢献）
- ク 事業属性評価
- ケ 実証実績

(3) 審査結果・事業の公表

書類審査及びヒアリングの結果、予算の範囲内で交付決定を行います。

応募者が多数の場合、採択となっても交付額が申請額に満たない場合があります。

審査結果は、申請者全員に文書（交付決定通知又は不交付決定通知）で通知します。（申請者以外の連携体メンバーには通知しません）

採択案件決定後に、補助申請者名、補助事業名・概要等を公表します。

1 0 事業の流れ（スケジュール）

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ①公募開始 | 令和 7 年 9 月 12 日（金） |
| ②応募締切 | 令和 7 年 10 月 8 日（水） |
| ③書類審査 | 令和 7 年 10 月 8 日（水）～10 日（金） |
| ④書類審査結果通知 | 令和 7 年 10 月 14 日（火） |
| ⑤ヒアリング | 令和 7 年 10 月 17 日（金）～21 日（火） |
| ⑥審査結果通知 | 令和 7 年 10 月 23 日（木） |

※応募件数等によってスケジュールが変更する可能性があります。

1 1 留意事項

- （１）交付申請書その他の提出物の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。なお、提出された交付申請書等は返却しません。
- （２）個人情報を含む応募情報は、市及び審査員にて審査にあたって必要な範囲にて共有利用されます。
- （３）審査経過・審査結果に関する問い合わせには応じられません。
- （４）審査、選定及び承認に関して、市が選定された企業の事業計画等について一切の保証を行うものではありません。
- （５）事業完了後、補助事業の成果をとりまとめ、市の指定する日時・場所・方法により、報告会を実施していただくことがあります。なお、当該報告会に要する経費は補助対象となりません。
- （６）補助事業完了後においても、市の求めに応じて、事業の現状確認・報告（各年 1 回以上）のほか、各種の取材や広報物への掲載等、事業成果の啓発に協力をお願いします。
- （７）補助事業に係る法的規制や必要な手続き等は、申請者の責任において確認・実施してください。また、事業に関して自治体や地域住民への説明が必要な場合は誠意をもって行ってください。何らかのトラブルが発生したり、第三者へ損害を与えたりした場合は、申請者の責任において対応してください。
- （８）補助交付決定者は、豊田市つながる実証推進協議会へ加入してください。

1 2 問い合わせ先

豊田市 企画政策部 未来都市推進課 先進事業担当
電話番号：0 5 6 5 - 3 4 - 6 9 8 2（直通）
メールアドレス：hybrid-city@city.toyota.aichi.jp